

令和2年度遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務 応募要項

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の先行き不透明感から、様々な業種の取引が減少している一方で、遠隔コミュニケーションツールの急速な進展や動画配信サービス、通信販売などの在宅型コンテンツの消費活動は活性化しており、ITを活用した遠隔型の新たなビジネスへの期待が高まっている。

本要項は、オンラインツール活用セミナーや伴走支援プログラムの実施を通じて、時代の変化に対応し、ITを活用した遠隔型の新たなビジネス展開に取り組むなど、インパクトのある事業者の創出を図ることを目的とする本事業において、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務
- (2) 業務仕様書
別紙のとおり
- (3) 業務の履行期間
契約の日から令和3年3月15日まで
- (4) 限度額
11,988,693円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

- 企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）
 - ※全書類について、1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。）
 - ①遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務企画提案書（様式1）
 - ②提案者概要書（様式2）
 - ③業務実施体制（様式3）
 - ④事業内容（様式4）
 - ⑤事業費積算書（様式5）
 - ⑥セミナー、イベント等開催実績（様式6）
 - ⑦誓約書（様式7）
 - ⑧定款（法人のみ）
 - ⑨役員名簿（法人のみ）
 - ⑩直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限
令和2年6月16日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。
- (3) 提出先
公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター
〒870-0037
大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F
電話 097-534-2755

5 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「おおいたスタートアップセンター委託業務企画提案競技審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。
- ・セミナーの内容、方法等に工夫があり、遠隔型ビジネス創出促進に繋がるものとなっているか。
- ・セミナーの方法、回数、曜日、時間設定等に工夫があり、参加しやすいものとなっているか。
- ・遠隔型ビジネス創出促進に繋がる実現性の高い事業内容となっているか。
- ・効果的なビジネス共創支援ができる内容、体制となっているか。
- ・遠隔型の新たなビジネスモデルの可能性を広く知ってもらうための工夫がなされているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関(専門家や企業等)とのネットワークや信頼関係を有しているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

機構は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議の上、機構契約事務規程に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとしま

す。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案に係る費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ① 提案書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ③ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

(1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、機構あて提出すること。

(2) 機構は、中間報告書又は実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、又は、機構職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

(1) 機構は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができること。

(2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する

関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問合せ先

公益財団法人 大分県産業創造機構

おおいたスタートアップセンター

〒870-0037

大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル5F

電話 097-534-2755

FAX 097-534-2760

【問い合わせ受付期間】

令和2年6月3日（水）から6月16日（火）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(別紙)

業 務 仕 様 書

1 業務名

遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の先行き不透明感から、様々な業種の取引が減少している一方で、遠隔コミュニケーションツールの急速な進展や動画配信サービス、通信販売などの在宅型コンテンツの消費活動は活性化しており、ITを活用した遠隔型の新たなビジネスへの期待が高まっている。

このため、オンラインツール活用セミナーや伴走支援プログラムの実施を通じて、時代の変化に対応し、ITを活用した遠隔型の新たなビジネス展開に取り組むなど、インパクトのある事業者の創出を図ることを目的とする。

3 限度額

11,988,693円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4 委託業務の実施期間

契約の日から令和3年3月15日

5 委託業務内容

ITを活用した遠隔型の新たなビジネス展開などを行う事業者創出に向けて、以下の業務を行う。

(1) オンラインツール活用セミナー等の実施

- ・概ね7月から9月頃までの間に、県内の事業者を対象として、遠隔コミュニケーションツールの活用方法やデジタルマーケティング、ITを活用した販売方法、動画作成等に関するセミナーや相談会を合計で24回程度実施し、ITを活用した新たなビジネス創出に向けて、基礎的な知識習得を促進すること。
- ・セミナーや相談会の開催場所や形態（オンライン実施など）については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を考慮し、適切な手法を提案の上、実施すること。
- ・当該セミナーや相談会において、伴走支援プログラムへの参加誘引を図ること。
- ・セミナーや相談会のテーマ設計については、おおいたスタートアップセンターと打合せの上、決定すること。
- ・セミナーの場合、1回あたり10名から20名程度以上の参加者が確保できるよう、また、相談会の場合には、1回あたり2名から5名程度の参加者が確保できるよう

に、ホームページやSNS等様々な媒体を通じてセミナーのPRを行うこと。

(2) 伴走支援プログラム参加者の募集・審査

- ・伴走支援プログラム参加者は、主に創業10年以内の事業者とすること。
- ・伴走支援プログラムへの参加を通じて新たなビジネス創出につながることを期待できる事業者を12名程度選定の上、個別に連絡し、事業説明及び参加誘引を図ること。
- ・伴走支援プログラム参加者を6名程度選定すること。なお、選定方法については、おおいたスタートアップセンターと打合せの上、決定すること。
- ・多くの応募がなされるよう、ホームページやSNS等様々な媒体を通じて事業のPRを行うこと。

(3) 伴走支援プログラムの実施

- ・選定した6名の参加者に対し、ITを活用した遠隔型の新たなビジネス創出のために必要な支援（以下、「ビジネス共創支援」という。）を、概ね9月から2月頃までの6か月間で集中的に行うこと。
- ・ビジネス共創支援の内容については、概ね以下の項目に関するサポート・助言とすること。
 - ①遠隔型ビジネスモデルの形成・準備・実行に関すること。
 - ②新規事業・業態転換・新市場参入に関すること。
 - ③ITツールの活用方法に関すること。
 - ④マーケティングに関すること。
 - ⑤既存経営資源の活用方法に関すること。
 - ⑥参加者自らの知見のみでは解決が難しいと考えられる専門性の高い手続きや、事業を創出させるにあたり必要となるパートナー等の紹介及びネットワーク形成に関すること。
 - ⑦PR活動に関すること
 - ⑧先輩起業家等外部メンターによるメンタリングや外部専門家による指導。
 - ⑨必要に応じて、遠隔型ビジネスモデルの形成・準備・実行に利活用できる国、県等の補助金（小規模事業者持続化補助金等）の申請に向けた事業計画の策定支援を実施すること。なお、支援にあたっては、必要に応じて、おおいたスタートアップセンターと連携すること。
- ・ビジネス共創支援については、参加者の状況に合致した内容とするため、参加者と面談を実施の上で計画すること。
- ・選定した6名の支援ニーズや目標、支援の方向性や内容等を記載した支援計画書（任意様式）を作成し、ビジネス共創支援開始前におおいたスタートアップセンタ

一に提出し、協議を行うこと。

- おおいたスタートアップセンターと協議の上、決定する適宜の様式にて支援状況を毎月報告すること。
- 月に1回程度、おおいたスタートアップセンター担当者を含め、伴走支援プログラムの関係者を招へいし、参加者6名のビジネス共創支援の進捗や方向性について共有する会議を開催し、複数の目線からブラッシュアップを行うこと。
- ビジネス共創支援の形態（オンライン実施など）については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を考慮し、適切な手法により、1名につき、概ね6か月間で合計22回程度実施すること。また、外部メンターによるメンタリングや外部専門家による指導を概ね6か月間で合計4回程度実施すること。
- 面談等の実施時は、おおいたスタートアップセンターに日程や内容等を伝達し、おおいたスタートアップセンターのコーディネーター等を可能な範囲で参加させること。
- 県内の起業支援機関等において実施する起業相談窓口等の取り組みと必要に応じて連携するなど、効果的な事業内容とすること。

(4) 成果発表会の開催

- 県内事業者によりITを活用した遠隔型の新たなビジネスモデルの可能性を広く知ってもらうため、遠隔型ビジネスに関する先端的な取り組みを展開する県内外の事業者による講演又はパネルディスカッションとともに、創出したビジネスモデルを対外的に発表する成果発表会を開催すること。（参加者数30名程度とすること。）
- 多くの参加がなされるよう、ホームページやSNS等様々な媒体を通じて事業のPRを行うこと。

(5) 報告書の作成

委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。

(6) その他

- 本業務の遂行にあたっては、適時、おおいたスタートアップセンターと協議を行うとともに、遂行状況についても適時、報告を行うこと。
- 感染症予防対応のため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、委託者と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行う。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、委託金額の減額変更を行うものとする。

(様式1)

令和2年度遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務 企画提案書

年 月 日

公益財団法人大分県産業創造機構
理事長 姫野 清高 殿

所在地

法人名

代表者

印

令和2年度遠隔型ビジネス創出促進事業委託業務に、別紙のとおり関係書類を添えて応募
します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

(様式2)

提案者概要書

年 月 日現在

名 称		
事務所の所在地	主たる事務所	〒 ー
	県内の事務所	〒 ー
設立年月日		
主な事業の概要		
収支状況	収入	千円
	支出	千円
職員数	常勤職員数	人
	非常勤職員数	人
提案事業内容 (概要)		
その他特記事項		

※団体案内（パンフレット等）があれば添付してください。

(様式3)

業務実施体制

	氏名	所属・役職	担当業務
担当者			

再委託する予定がある場合

分担業務の内容	その理由

※この項目は、該当する場合に記入して下さい。

(様式4)

事業内容

(1) 事業コンセプト

※事業全体の実施方針、ねらい等について記載してください。

(2) 参加者募集方法

※参加者募集に係る広報方法等について記載してください。

①オンラインツール活用セミナー

②伴走支援プログラム

(3) 業務ごとの具体的な実施方法

※業務内容毎に、具体的な実施方法等について記載してください。

①オンラインツール活用セミナー

(5) 実施に係る独自の取組

※委託業務をより効果的に実施するために工夫する点について記載してください。

(6) 関係者との連携

※実施に当たって連携する事業者がある場合は、その内容について記載してください。

(8) その他

※その他、本事業実施に当たって工夫する点等があれば記載してください。

(様式5)

事業費積算書

※本事業の実施に必要な経費をすべて記載すること。

※参加者から資料代実費相当額を「参加費」として徴することは差し支えない。

その場合は、積算額から当該参加費を差し引いた額を「差引事業費」とする。

区 分	金額 (円)	備 考
1 人件費		
2 謝金・報償費		
3 旅費・交通費		
4 通信運搬費		
5 消耗品費		
6 資料印刷費		
7 広告宣伝費		
8 会場借上料		
9 委託料		
10 その他事業に必要となる 経費		
11 一般管理費 (上記事業費の8%程度)		
12 合 計		
13 参加費		
14 差引事業費 (12 — 13)		

(様式7)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人大分県産業創造機構が必要とする場合は、大分県を通じて、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

公益財団法人 大分県産業創造機構

理事長 姫野清高 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

法人・団体名

(ふりがな)

代表者氏名

印

代表者生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。